

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 6

処 分 名	道の駅行為許可申請書	
処 分 の 概 要	道の駅において定められた行為について許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市道の駅条例(平成16年条例第89号)	
条 項	第5条第1項	
所 管 課	地域経済課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		14日
標 準 処 理 期 間	計	14日
判 断 基 準	松山市道の駅条例施行規則第3条を基準とする。	
<p>【根拠法令等】 <松山市道の駅条例> (行為の制限) 第5条 道の駅において次の行為をしようとする者は、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者が当該許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。 (1) 業として写真又は映画を撮影すること。 (2) 興行を行うこと。 (3) 展示会その他これらに類する催しを行うこと。</p> <p><松山市道の駅条例施行規則> (行為の許可の申請) 第3条 条例第5条第1項の規定による道の駅における行為の許可を受けようとする者は、道の駅行為許可申請書(様式第1号)を市長に提出し、その許可を受けなければならない。 2 市長は、前項の許可をしたときは、道の駅行為許可書(様式第2号)を申請者に交付する。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
 それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。